

平成六年運輸省令第二十一号

船舶安全法の一部を改正する法律附則第二
条第四項の船舶の範囲を定める省令

船舶安全法の一部を改正する法律（平成五年法
律第五十号）附則第二条第四項の規定に基づき、
船舶安全法の一部を改正する法律附則第二条第四
項の船舶の範囲を定める省令を次のように定め
る。

船舶安全法の一部を改正する法律附則第二条
第四項の国土交通省令で定める船舶は、小型船
舶安全規則等の一部を改正する省令（平成六年
運輸省令第十九号）附則第二条第三項の規定の
適用を受ける船舶とする。

附 則

この省令は、船舶安全法の一部を改正する法
律の施行の日（平成六年五月二十日）から施行
する。

**附 則 （平成二年一月二十九日運輸省
令第三十九号） 抄**

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施
行する。